

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名：移植・再生医療分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>臓器移植法が改正され、徐々に脳死下臓器提供が増加してきているが、いまだに先進国に比して少ない。その原因は、日本の移植医療の立ち遅れ、日本人特有の倫理観、加えて潜在的ドナーが顕在化せず、臓器提供の選択肢が呈示されないことにあると考えられる。また、臓器移植に関わる医療側の整備も、移植内科医の必要性やスタッフの負担軽減等課題が残っている。加えて、臓器移植法で扱われていない皮膚、心臓弁、血管、骨・靭帯、臍島、気管・気管支、網膜、羊膜(卵膜)、歯(歯髄)といった組織の移植医療については実施の根拠となる法律が整備されていない。一方再生医療における各種法や体制の整備については政府行政がこれまで行ってきた。承認された再生医療等製品の数も年々増えつつあるが、国際的競争力をより高めていくためには、再生医療安全性確保法や薬機法の運用の見直しを含む、これらの枠組みの再検討が必要となってきた。</p> <p>以上の課題を包括的に解決していくためには、これまでの既存の学協会の枠組みを超えて、日本学術会議における分科会の中で、一学協会に留まらず各分野の専門家を集めて、情報を収集し、議論を進めていく必要がある。このような議論を通じて、いまだ達成されていない問題点を最新の情報・状況を踏まえあらためて浮き彫りにし、誰がなにをすべきであるのかを明確にすることにより、それらの解決法を多角的な視点から提案することが重要であり、移植医療や再生医療の普及を待望する、難治性疾患の患者や、それを取り巻く社会のニーズに答えて行くことが出来るものと考えられる。また、本分科会の議論においては、移植、再生医療の各々の専門家に加え、生命倫理の専門家なども加え、議論の多様性を確保していく予定である。</p>
4	審議事項	第25期同分科会でのシンポジウムの開催を含め、聴取した

		<p>当該分野の課題の内容に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 脳死者からの臓器提供システムを円滑に進めるための倫理的課題可決方法と医療現場の課題解決のための方策 2. 適切な再生医療の普及に向けた方策 <p>に係る審議に関すること</p>
5	設 置 期 間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備 考	